

委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 11 号 橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例について

議案第 16 号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第11号は、橋本市神野々ふれあい会館について、当初の設置目的が達成されたものと判断し、平成24年3月末で廃止するものである。

委員から神野々ふれあい会館の2階を利用している「こののほっとルーム」の今後の取り扱い及びその年間利用人数について ただしがあり、平成18年9月から子育てのびのび夢プランに基づく子育て支援事業として、NPO法人に委託している。西部地域には幼稚園がなく他に活動する施設もないため、本施設の2階を使用している。条例廃止後は、市民の自治活動の場である集会所となるが、市としては、今後も従前のとおり同施設で事業を続けていきたいと考えている。また、年間の利用人数は、平成21年度が7,536人、22年度が10,152人である との答弁がありました。

議案第16号は、斎場施設の統廃合による財政の健全化を図るため、橋本斎場を廃止し、高野口斎場に統合するための増設工事を進めており、平成24年4月1日から橋本市高野口斎場として稼働するものである。また、火葬料金の規定で、現在は生体分離肢体及び改葬遺骸の火葬を「その他」と

して分類しているが、本来これらのものは「人体等」に分類されるものであることから、区分設定を改正するとともに、併せて料金設定の改正を行うものである。

委員から改葬遺骸、生体分離肢体の説明、利用件数及び料金設定について ただしがあり、改葬遺骸とは、火葬によらないで墓地に埋葬されている遺体のことである。現在、ほとんどの新しい墓地においては、焼骨でないと受け入れが困難であることから改葬遺骸を火葬する料金を設定した。生体分離肢体とは、人体の一部分、手、足などを火葬する料金である。改葬遺骸及び生体分離肢体の利用件数は、過去3年間でそれぞれ年間約6件の利用があり、料金は、1件当たり平均約18,000円を徴収した。改葬遺骸と生体分離肢体の火葬料金は近隣市町村を調査し決定した との答弁がありました。

議案第23号は、市立共同浴場「えびす温泉」の指定管理者として、平成21年度から23年度まで指定していた岸上区に継続して24年度から26年度までの3年間で指定するものである。

委員から施設の利用人数及び施設の老朽化について ただしがあり、本施設の年間延べ利用人数は、平成21年度3万7,046人、22年度3万6,166人、23年度においては、エコパーク「紀望の里」に浴場が出来たため、若干減ったと聞いている。また、本施設は、地区内外から利用していただける施設でもあり、コミュニティの場となっている。本建物は、昭和60年に建てられたもので老朽化しており、毎年小修繕を行っているが、大きな修繕については市の負担により過去に何度か行っている との答弁がありました。

燃料価格が高騰した場合の指定管理料の取り扱いについて ただしがあり、平成18年度から20年度までの指定管理期間で、燃料価格が高騰したが、経営努力を行っていただいたなかで、なお不足分については補正予算で対応した。今回の指定管理料については、燃料代と人件費が大きな要素であるが、なるべく経費を抑えるように指導している との答弁がありました。

議案第25号は、市民会館の指定管理者として、平成17年度から21年度まで指定している財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に平成24年度から26年度までの3年間を指定するものである。

委員から公募による選定を行っていない理由について ただしがあり、市民会館が単なる貸し館で維持管理業務のみを指定管理者に委託するという位置付けであれば、公募していくべきであると考えるが、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社は、本市の文化事業を幅広く推進するために本市が設立した公益法人であり、市全体の文化施策を推進するという観点から公募は行わなかった との答弁がありました。